

九州大学著作物取扱実施細則

平成 27 年度九大細則第 2 号
制 定：平成 27 年 9 月 24 日
最終改正：平成 29 年 10 月 31 日
(平成 29 年度細則第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、九州大学知的財産取扱規則（平成 16 年度九大規則第 93 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項第 7 号に規定する法人著作について、適正な管理・活用、円滑な業務の運営及び紛争の回避等を図るため、運用上の定義、必要な条件及び具体の取扱い等について定めるものとする。

(法人著作の条件)

第 2 条 法人著作は、次に掲げるいずれかの会議等において、本学の発意として取り扱うこと及び本学の名義の下に公表することについての審議を経なければならない。

- (1) 規則第 2 条第 4 号に規定する部局等（エネルギー研究教育機構、学内共同教育研究センター、先導的学術研究センター、学術研究・産学官連携本部及び教育改革推進本部を除く。）における著作物については当該部局等の教授会等
- (2) エネルギー研究教育機構、学内共同教育研究センター、先導的学術研究センター、学術研究・産学官連携本部及び教育改革推進本部における著作物については当該センター等の運営委員会等
- (3) 九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成 26 年度九大規程第 175 号）に規定する大型教育研究プロジェクトの拠点における著作物については当該拠点の運営会議等

2 部局等において法人著作の判断が困難なものについては、学術研究・産学官連携推進委員会における審議を経て役員会において審議し、総長が決定する。

(法人著作の管理)

第 3 条 法人著作の管理は、前条の審議を行った部局等（以下「審議部局等」という。）において行うものとする。ただし、役員会において審議したものについては、著作物を作成した者が所属する部局等で管理する。

(編集著作物に係る権利の調整)

第 4 条 法人著作が著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 12 条第 1 項に規定する編集著作物である場合には、本学と当該編集著作物の部分を構成する著作物の著作者との間における著作物の利用許諾や権利関係の調整は、部局等においてこれを行うものとする。

(法人著作に係る出版等経費)

第 5 条 法人著作に係る出版等経費については、審議部局等において当該経費の支出が可能である場合に限り、本学の経費から支出することができる。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、法人著作に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度細則第2号)

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年度細則第5号)

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年度細則第5号)

この細則は、平成29年11月1日から施行する。